

泉佐野市告示第 81号

騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について

平成 24 年 3 月 30 日

泉佐野市長 千代松 大耕

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項第 2 号イの規定により、騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

地域の類型		
A	B	C
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域(関西国際空港の敷地を除く。)	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)及び工業地域